【資料６】公営住宅等整備基準適合チェックリスト

事業者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | | 公営住宅等整備基準の  規定項目 | 確認  欄 | 添付資料（例） | | 備考  （適合しない場合の理由） | |
| 敷地 | 敷地の安全等 | | 軟弱地盤等の場合に地盤改良等安全上必要な措置が講じられている。（第６条第１項関係） | | □ | | ･建築確認済証(写)、それに準じる書面 | |  |
| 雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていること。（第６条第２項関係） | | □ | | ･雨水処理施設計画に関する説明書  ･建築確認済証(写)  ･汚水処理計画に関する説明書 | |  |
| 公営住宅等 | 公営住宅 | 住棟等 | 日照、通風、最高、開放性及びプライバシーが確保されていること。（第７条関係） | | □ | | ･建築確認済証(写)  ･消防法に基づく同意(写)  ･住棟・その他の施設計画に関する説明書 | |  |
| 住宅の基準 | 防火避難及び防犯のための措置が適切となっている。（第８条第１項関係） | | □ | | ･建築確認済証(写)  ･消防法に基づく同意(写)  ･防犯対策に関する説明書 | |  |
| 住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置(\*)が講じられている。（第８条第２項関係）  \*評価方法基準第５の５の５－１(3)の等級３の基準を満たすこととなる措置 | | □ | |  | |  |
| 住宅の床及び外壁の開口部には遮音性能の確保を適切に図るための措置(\*)が講じられている。（第８条第３項）  \*評価方法基準第５の８の８－１(3)イの等級２の基準又は評価方法基準第５の８の８－１(3)ロ①ｃの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第５の８の８－１(3)ロ①ｄの基準）を満たすこととなる措置及び評価方法基準第５の８の８－４(3)の等級２の基準を満たすこととなる措置 | | □ | |  | |  |

※上記の「添付資料」は例示であり、事業者は、本基準に適合していることを確認できる資料の名称を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 公営住宅等整備基準の  規定項目 | 確認  欄 | 添付資料（例） | 備考  （適合しない場合の理由） |
| 公営住宅等 | 公営住宅 | 住宅の基準 | 構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置(\*)が講じられている。（第８条第４項）  \*評価方法基準第５の３の３－１(3)の等級２の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第５の３の３－１(3)の等級１の基準）を満たすこととなる措置 | □ |  |  |
| 給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置(\*)が講じられている（第８条第５項関係）。  \*評価方法基準第５の４の４－１(3)及び４－２(3)の等級２の基準を満たすこととなる措置 | □ |  |  |
| 住戸の基準 | 25㎡以上となっている。（第９条第１項関係） | □ | ･住戸の設計仕様に関する説明書 |  |
| 炊事、入浴、ガス及びテレビジョン受信の設備並びに電話回線が設けられている。（第９条第２項関係） | □ |  |
| 居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置(\*)が講じられている。（第９条第３項関係）  \*居室の内装の仕上げに特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第５の６の６－１(3)ロの等級３の基準を満たすこととなる措置 | □ | ･設計住宅性能評価書(写) |  |
| 住戸内の各部 | 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置(\*)が講じられている。（第10条関係）  \*評価方法基準第５の９の９－１(3)の等級３の基準を満たすこととなる措置 | □ |  |

※上記の「添付資料」は例示であり、事業者は、本基準に適合していることを確認できる資料の名称を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 公営住宅等整備基準の  規定項目 | 確認  欄 | 添付資料（例） | 備考  （適合しない場合の理由） |
| 公営住宅等 | 公営住宅 | 共用部分 | 通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置(\*)が講じられている。（第11条関係）  \*評価方法基準第５の９の９－２(3)の等級３の基準を満たすこととなる措置） | □ | ･設計住宅性能評価書(写) |  |
| 付帯施設 | 自転車置場、物置、ごみ置場等必要な施設が適切に設けられている。（第12条関係） | □ |  |  |
| 共同施設 | 児童遊園 | 住戸数、敷地の規模・形状、周辺における公園等の整備状況に応じた適切な位置及び規模となっている。（第13条関係） |  |  | 本事業においては原則として整備不要 |
| 集会所 | 住戸数、敷地の規模・形状、周辺における公民館等の整備状況に応じた適切な位置及び規模となっている。（第14条関係） |  |  | 本事業においては原則として整備不要 |
| 広場及び緑地 | 良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されている。（第15条関係） | □ |  | 本事業においては広場として整備 |
| 通路 | 敷地の規模、形状等に応じて、日常生活の利便、通行の安全等に支障がないよう合理的に配置されている。（第16 条第１項関係） | □ |  |  |

※上記の「添付資料」は例示であり、事業者は、本基準に適合していることを確認できる資料の名称を記載すること。

【資料７】地域優良賃貸住宅整備基準適合チェックリスト

事業者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 地域優良賃貸住宅整備基準の  規定項目 | 確認  欄 | 添付資料（例） | | 備考  （適合しない場合の理由） | |
| 共同施設等 | 団地内道路 | 団地内道路は，幅員６メートル（小区間で通行上支障がない場合は，４メートル）以上とし，かつ， 原則としてアスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装とし，かつ，雨水等を排出するために有効な耐水材料で構成された側溝又はこれに代わる排水設備を設けている。（第４条第２項関係） | | □ | |  | |  |
| 駐車場 | 駐車場は，居住者の自動車の保有率及び外来者の自動車の利用率を考慮して，利用上適正な規模とし，その位置，構造等は，騒音，排気ガス，舷光等により団地の居住環境を著しく阻害することなく， かつ，居住者の安全が確保されている。（第６条関係） | | □ | |  | |  |
| 住棟及び住宅 | 共用廊下 | 廊下の幅は，片廊下型住棟にあっては1.2メートル以上，中廊下型住棟にあっては1.8メートル以上となっている。ただし，中廊下型住棟にあっては，建築物の床面積，共用廊下の長さ，使用状況等を考慮して，1.2メートル以上とすることができる。（第７条関係） | | □ | |  | | 提案内容による |
| 階段 | 階段及びその踊り場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法は，第８条に掲げるところになっている。ただし，屋上又は直上階のみに通ずる共用階段及びその踊り場の幅は，85センチメートル以上とすることができる。（第７条関係） | | □ | |  | |  |
| 断熱及び結露防止 | 住宅の屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根を除く。）又は屋根の直下の天井並びに外気に接する壁，天井及び床は，気候条件に応じて，熱の遮断に有効な材料等により，室内の温度の保持に有効な構造となっている。（第10条関係） | | □ | |  | |  |
| 天井 | 居住室の天井の高さは，2.3メートル以上となっている。 | | □ | |  | | 要求水準書で2.4ｍ以上としていることに留意 |

※上記の「添付資料」は例示であり、事業者は、本基準に適合していることを確認できる資料の名称を記載すること。